平成30年8月31日

【中村部会長】 では、定刻前ですけれども、始めさせていただきたいと思います。本日は、ご多忙中のところ、あと残暑がまだ厳しい折、集まっていただきましてありがとうございました。

本日は当部会と財務省財政制度等審議会法制・公会計部会との共同ワーキング・チームで検討してまいりました、独法の事業報告に関するガイドライン案、それから独法会計基準の改訂案についてご報告をいただきたいと思っております。

会田座長をはじめといたしまして、皆様には共同ワーキング・チームに参画をいただき、 長い期間にわたり、ほんとうに長い期間で担当の方も何度か入れ替わった中で多くのご議 論とご検討を重ねて取りまとめいただきまして、まことにありがとうございました。それ ぞれの内容につきましては、後ほど会田座長からご報告をいただきますけれども、まず事 務局からパブリックコメント等の結果とその対応についてのご説明をお願いします。

【神谷管理官】 では、資料1をごらんください。事業報告ガイドラインについてのパブリックコメント及び各府省意見照会等を踏まえた修正及びご意見等に対する考え方をまとめております。資料1の1ページ1ポツにございますようにパプリックコメント及び各府省意見照会等は今年の6月27日から7月20日までの間、実施いたしまして、パブリックコメントが1件、各府省意見照会等が29件ございました。その下の2ポツがいただいたご意見に基づいて行った修正で、1件ございます。

資料4の25ページのBC3.11に関するところでございますけれども、事業報告書は会計監査人の監査だけではなく、監事の監査を受けなければならない旨の追記が必要ではないかというご意見をいただきました。通則法第39条に監事の監査の他、会計監査人の監査を受けなければならないとありますので、これに基づいて修正いたしております。その他にいただいたご意見等につきましては、対応する考え方をそれぞれ示しておりますけれども、説明については割愛させていただきます。

続いて、資料2をごらんください。これも横長の資料でございますけれども、独法会計 基準及び注解についてのパブリックコメント及び各府省意見照会等を踏まえた修正及びご 意見に対する考え方をまとめたものでございます。実施期間はガイドラインと同様でござ います。パブリックコメントはなく、各府省意見照会等が48件ございました。ご意見に 基づいて9件、修正を実施いたしましたので説明いたします。

まず、1ページの2ポツのナンバー1の部分でございますけれども、改訂会計基準の前 文の部分につきまして、資料10の9ページの部分に記載ミスがございましたので、それ を訂正いたしました。

次に、資料2のナンバー2でございます。資料10の最終ページの4、改訂会計基準の性格と取扱いについての箇所でございます。平成27年の改訂前文では資料2の赤字の見え消しの元の文となっておりますけれども、主務省令において個別の独立行政法人の特殊性に基づく企業会計と異なる会計基準を定めることを排除するものではないとなっておりました。しかし、企業会計と異なる会計基準を定める場合だけではなく、例えば法人によっては独法の減損基準を適用せず、民間の減損基準を適用するなど、独法会計基準とは異なる企業会計と同様の会計処理を定めることもあり得ることから、この赤字で消してある部分であります企業会計と異なるとの文言を削除いたしました。

続きまして、ナンバー3ですけれども、ご意見は承継資産についての定義に関してです。 原案の記載では、承継資産の定義の中で有形固定資産及び無形固定資産が除外されるもの という定義を第87という後ろのほうで行って、それを引用する形で順番的には前にある 第27で使っていましたが、わかりにくいということがありましたので、誤解を招かない ように第20や第80においては有形固定資産及び無形固定資産を除く承継資産とするな ど記載を改めております。

次に、資料2の4ページ、ナンバー4の部分でございます。ここでいただいたご意見は 資料11の11ページの注15の2の、その他行政コストに含まれる取引の例というとこ ろについて限定列挙であるのなら例というものは不要ではないかというものでございまし た。ご指摘のとおりですので、例を取るというように修正いたしております。

その次のナンバー5は、今申し上げた4番の修正により、その他行政コストに含まれる 取引を網羅的に記載する必要があるということになりましたので、具体的には非償却資産 に係る除売却差額が漏れていましたので、これを加えるための修正をいたしております。

次、ページをおめくりいただいて5ページ目、ナンバー6です。第79附属明細書に係るご意見です。今回の改訂では純資産変動計算書を新設しました。純資産変動計算書における評価・換算差額等の表示方法を第68にて3パターン規定していましたが、法人間での比較可能性の観点から、本表での開示に統一すべきだとのご意見を踏まえて、各内訳内

項目を本表で開示することに限定し、その他の方法に係る記載を削除いたしました。

次に、ナンバー7でございます。今回、第89退職給付に係る会計処理を改訂いたしました。これまで運営費交付金による財源措置が行われている退職給付債務については引当金を計上してきませんでしたが、他の財源による退職給付債務と同様に引当金を計上することとしました。併せて退職給付引当金の計上の意味合いで、退職給付引当金見返を計上するとともに、退職給付引当金見返に係る収益を計上することとしています。

この会計処理につきまして、具体的にどのような仕訳を計上すべきかというお問い合わせがございました。想定される仕訳を検討した結果、運営費交付金債務と退職給付引当金見返を相殺する仕訳が必要となりました。しかしながら、これまでの運営費交付金の会計処理では運営費交付金債務の収益化や資本剰余金への振替を規定しているのみで、運営費交付金債務の取崩しに係る処理の規定はありませんでした。以上の検討に基づきまして第81、運営費交付金の会計処理の第7項に引当金の取崩し時に運営費交付金債務と引当金見返を相殺する規定を追加しました。なお、この一連の処理については数値を用いた説例をQ&Aで定める予定としております。

続きまして進みますけれども、8ページのナンバー8は簡便法による退職給付債務の見積り関連のご意見です。第89は、先ほどナンバー7でご説明いたしました運営費交付金で財源措置される退職給付に係る会計処理の規定でございます。第2項で退職一時金に係る退職給付債務の見積り額の計算にあたっては、期末要支給額によることができる旨が規定されています。他方、第38では運営費交付金による財源措置がなされない場合の退職給付引当金の規定で第8項に職員数300人未満の法人の退職一時金に係る債務は期末要支給額によることができる旨、規定されています。退職一時金に係る債務については第38では職員が300人未満の場合、第89では職員数にかかわらず期末要支給額によることができるとしております。ここを明確にするために第89に第38、第8項にかかわらずと記載いたしました。

最後のナンバー9は単純な誤りの修正でございます。資料11の65ページの第104 に関するものですけれども、第4項(4)は、もともとは法人単位貸借対照表及び損益計 算書となっていましたが、ご指摘に基づき、法人単位貸借対照表及び法人単位損益計算書 といたしました。

また、事業報告ガイドラインと同様、その他のご意見については対応する考え方をそれぞれ示しておりますが、説明については割愛いたします。以上、事業報告ガイドライン及

び会計基準に係るパブリックコメント及び各府省意見照会等を踏まえた対応についてご説明させていただきました。以上でございます。

【中村部会長】 ありがとうございました。それでは、ガイドライン案と会計基準の改 訂案について、今、報告いただきましたけれども、まず今のパブコメの変更について何か ご意見やご質問等ございますか。

さっと会田さんに渡してしまおうかと思ったのですが、わからないことがありますので、 少し質問します。資料2の、修正内容のところに変更と書いたり修正と書いたりしていますが、変更と修正の違いはあるのでしょうか。

【神谷管理官】 特段ございません。

【中村部会長】 了解。

【神谷管理官】 担当は基本的に我々数人でやっているのでそこまでの違いもなく、た だ単に書き方を統一できていなかっただけでございます。

【中村部会長】 わかりました。

その他、QA、15ページ、ナンバー17の承継資産に係る損益について費用のみが資本剰余金での整理対象となっていますが、収益についても対象としていただきたいというコメントがありますね。ご意見いただいた収益については具体的な事例に即した検討が必要なものと思います。回答案が以下のような検討が想定されますとなっていて、収益について自分で検討してください、というニュアンスでまだ木で鼻を括ったような回答が残っているような気がするのですが、そうでもないですか? 期待されている答えになっていないような気がしますが、そんなことはありませんか。

これは、既に出したのですか。

【神谷管理官】 これはまだ。

【中村部会長】 私の理解が届いていないのかもしれないけれども、これは回答になっていますかね。

【神谷管理官】 これは特殊な個別の法人に係る事案でして、その法人には別個、丁寧 に主務官庁を通じて返事はしておこうと思います。

【中村部会長】 はい、わかりました。

次に、ガイドラインで言うと、4ページの6番、承認対象とすべきでないかという意見 がありますね。承認対象でない事業報告書について承認対象とすべきでないか。回答は、 現行の通則法を前提として作成していますとなっていて、考え方を参照して下さいで終わっているのだけれど、承認対象じゃないと答えているのですか。単刀直入に答えていないのでよくわからないのですが。

【神谷管理官】 じゃないということをもう少し明確に。

【中村部会長】 何か作成して、承認対象じゃないですよ、と言ったほうが。

【神谷管理官】 わかりました。書きぶりは見直します。

【中村部会長】 回答を作成した側の気持ちはよくわかります。随分改善された結果と 思いますが、よろしくお願いします。

次に修正、6ページのナンバー8は、これはぐっと我慢して回答を考えておられるところでこれはいいと思うのだけれど、ここら辺の意見を見るとこういう情報をいかに自分たちの活動を国民とか主務省庁に理解してもらおうという気持ちがなくて、やらされ感満載で、もういいかげんにしてほしいと言っているような感じがして、もう少しやっている独法の人たちの事務方の人たちのマインドをこうやって高揚したほうがいいでしょうというような活動を今後もやっていったほうがいいかと思います。形骸化しかねない。良かれと思っていろいろ検討してここまでつくったのだけれど、やらされ感満載でもういいよとなって、とりあえず書いておくかとなるとそれが使われないことになるので、そうならないような方向にどう持っていくかということを今後考えていく必要があると思います。ルールとかガイドラインをつくれば終わりではなくて、どうやって機能するかというマインドセットを変える方法を考えたほうがいいかと思います。

それにしてもこの9番は、任意で作成しているものでいいだろうという意見も政府省庁の一環なのにコンプライアンスの意識がないというのはまずいね。もう少しコンプライアンスの意識を強めたらいかがですかというぐらい書いてもいいのではないかという気がします。その法律がおかしいとかルールがおかしいのだったら、そのルールを直してくださいという意見はいいが、実務面で適当に、実態がそうなのだからいいじゃないかという意見が蔓延するのはよくない。今、世の中で起きている検査偽証と同類と感じます。

9ページの17番の業務の成果と使用した資源との対比は削除すべきとありますが、業 務の成果と使用、この削除すべきだと言っているこの人の意図は何なのだろうか。

【神谷管理官】 これは、これしか書いていなくて、それ以上の情報がないので我々も 読み切れない中で考え方を書いたという形になっております。

【中村部会長】 難しいね、これは。

次に、10ページの20番の中期目標とか中期年度計画の概要を削除して掲載場所をURLで示すとか、21番の中期目標を事業報告書の記載内容についてはどのような国の政策実施上の目的及び必要性の下で設定されたものかなどを簡潔に記載するのは独法行政法人でしょうかとか、書いてあるのですが、これもさっき言ったように、やらされ感ばかりで、何のためにこれを使おうとしているかという理事長以下の人たちの理解が足りない。こんなに自分たちはやっているのだから、あとは理解するのは国民の義務でしょうとか、主務省庁が理解すればいいので我々は言われたことをやっていますというような感じです。このマインドを変えないといけないのではないかと思います。25もそう。

あと、27番の回答に年度計画における収支計画や資金計画も追加して記載することができますとあるのは、できますという意図は書いても書かなくてもいいという意味ですか。

【神谷管理官】 ここは、おっしゃるとおりに。

【中村部会長】 どちらも書かなくてもいいということですか。

【神谷管理官】 年度計画に記載されている予算を書かなければいけないのですけれど も、それに収支計画や資金計画は追加しても、そこは構わないと。

【中村部会長】 そういうことですか。わかりました。

あと、28番の回答で、なぜその評定に至ったのかについての過程が明らかになるよう、項目別評定に基づき総合評定を付すまでの過程を、各府省の作成する評価の基準等の中であらかじめ明らかにするものとすると記載されていますという回答なのですが、この評価自体が、この前も申し上げたかもしれませんが、使われている目的が理事さんの退職金の評価くらいしかないのでは、やらされ感というものは当然出ますし、結構大変な作業のわりにほとんど関係ないじゃないかとなります。ものすごく大変な作業でこれに何日かかっているのかと思うくらい、相当ですよ、これ。だから、ここの目的の偏在性というか、ほんのこの部分だけれども、コスパの悪いことをやっているよねと、彼らは思っているのではないかと思っています。こういうようなものも規制をつくっている側が変えていく努力をしないと、要求していることが全体的に形骸化してしまうような気がするので、ここで言うのも何だけれども、これはこれで努力したほうがいいのではいかと思います。

前回のところの樫谷さんもおられた、研究法人のヒアリングで、栗原さんも努力しますって、野路さんが変えてよねと言って、はい、と言っていたので、何のために使われるかということをつくったほうがいいかと思います。

長くしゃべってしまいましたが、次に移ってよろしいでしょうか。

では、会田座長のご報告をお願いいたします。

【会田委員】 ありがとうございます。今、部会長からいろいろ宿題をもらったところですけれども、ただワーキング・チームで議論するよりは部会あるいは委員会で議論していただいたほうがいいのかという感じもいたしますので、ワーキング・チームでどこまで対応できるかわかりませんけれども、私は今回、事業報告ガイドラインと会計基準の改訂、2つの作業を仰せつかって、一応それについてまとめてもらいましたので、そちらの報告をさせていただきたいと思います。まずは、ワーキング・チームで皆さんご議論いただきまして、ありがとうございます。また、事務局の皆さんには非常に膨大な資料をつくっていただきまして、感謝を申し上げます。順番としては事業報告ガイドラインから説明をさせていただきたいと思います。

資料4、独立行政法人の事業報告に関するガイドライン案をごらんください。こちらは 事業報告に関するガイドライン案で、これまで共同ワーキング・チームにおける議論を踏 まえて作成したものに、パブリックコメントですとか各府省の意見照会を受けて一部に必 要な修正を加えたものです。資料につきましては事前に皆様に送付されていると思います ので、本日はポイントのみ簡単にご説明させていただきます。

まず、開いていただいて、目次をごらんください。ガイドラインは基本的な指針に沿う 形で整備しております。内容について説明いたします。

次のページになりますけれども、前文に相当する独立行政法人の事業報告に関するガイドラインの設定について、こちらをごらんください。設定の趣旨と経緯では、基本的な指針の性格や通則法上の事業報告書の取扱いを説明した後、共同ワーキング・チームにおいてどのような課題を認識しつつ、今回、事業報告ガイドラインを取りまとめたのか、こういった経緯について簡単に記載しております。また、適用時期、今後の課題を記載しています。平成31事業年度に係る事業報告書の作成から適用しますので、32年9月ごろには新たな事業報告書の事例を入手できると思います。今後も引き続いてよりよい事業報告書とは何か、どうすればそれを実現できるのか、先ほど部会長からもご指摘ありましたけれども、こういったことを議論していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

次に序章、ページめくっていただいて1ページになりますけれども、序章におきまして 本ガイドラインの性格と取扱い、事業報告を一般目的財務報告と位置付けていることを記載しております。 続きまして、ページめくっていただいて3ページ、第1章になりますけれども、事業報告書に関連する独立行政法人の特性についてです。事業報告書の目的や提供される情報などを具体的に整理するためにはやはり、基本的な指針を取りまとめるときと同様、独立行政法人の特性を丁寧に整理しておく必要がありました。そこで、共同ワーキング・チームでは、現状やあるべき姿などをまとめるため、現行法令等の取扱いや法人への訪問、さらにアンケートなどを通じて法人の実態調査を行いました。それらを踏まえ、本章においては事業報告書に関連する報告書との関係をはじめとして、独立行政法人の特性を記載しております。例えば、業務実績等報告書との関係について、業務実績報告書においては業績情報の詳細な情報が提供され、事業報告書においては概要の情報が提供されると、こういう関係にあると整理しました。

続いて、第2章について、第2章、少し先に行きますけれども、13ページからですけれども、こちらをごらんください。先ほどの第1章を踏まえて、そもそも事業報告書の利用者や利用目的は何になるのかということをまとめております。法人へのヒアリングなどを通じて強く実感したのは、そもそも事業報告書を作成している目的を今までしっかりと示してこなかったということです。2.2と2.3で記載していますが、法人の長の視点を踏まえて説明してほしいことや、業務運営の全体像を簡潔に説明してほしいこと。それから法人の持続的な業務運営や業務改善等の判断に役立つものであってほしいことを記しております。2.4以降の事業報告書の範囲では、基本的な指針における財務報告の範囲や提供される情報の9項目を踏まえた整理結果を記載しております。事業報告書で提供される情報の詳細については後ほど、第4章で説明しています。

続きまして第3章、19ページに進んでいきたいと思います。ここでは事業報告書の作成の目安となる考え方について説明しております。3.1で6つの考え方、これを示しております。国際公会計基準審議会の概念フレームワークや国際統合フレームワーク等を踏まえつつ、そこに基本的な指針の整理、それから本ガイドラインの第1章で示した法人の特性を加味してまとめました。今までの財務報告の世界ではあまり全面に出ていなかった情報の結合性を含めたことが特に目新しいところかと思います。

今回、事業報告書の目的や一般的な利用者にとってのわかりやすい報告書、独立行政法人のことを知るための入門的かつ窓口になるような報告書といったことを考えた場合には、この情報の結合性で示したストーリー性ですとかあるいは情報のプラットフォームの考え方が役立つものと思います。その他にも、情報の制約条件として作成コストと便益との対

比に留意すべきことや、作成の目安となる考え方のバランスが重要なことなども示しました。本ガイドライン、第3章をしっかりと理解することで、事業報告書で提供される情報がよりよいものとなり、事業報告書の目的の達成に貢献できると考えております。

続きまして、第4章、31ページになりますけれども、こちらをごらんください。ここでは事業報告書で提供される情報を、共通と個別の実態という2つの観点から説明しています。共通については法人が事業報告書に最低限記載すべき情報としてまとめました。また、個別の実態については、そこにプラスアルファして提供すべき情報をまとめております。提供すべき情報の大枠は4.4に示してあります。15項目記載しておりますが、これは第2章で説明しています事業報告書で提供すべき項目としての9項目をより具体的に記したものです。プラスアルファ部分について、個別の実態部分については4.6で独立行政法人には様々な特徴を有するものが存在しますので、それらを考慮すべきことについて触れています。

なお、4.8以降の事業報告書で提供される情報の見直しの記載が非常に重要と考えられます。それぞれの法人では今回のガイドライン等を踏まえて新たな事業報告書を作成していただき、その結果、非財務情報がより充実して、情報価値の高いものとして公表されると考えられます。しかし、独立行政法人を取り巻く環境は変化するものですので、1回つくって終わりというものではなく、法人環境の変化などに対応して事業報告書で提供する情報も見直す必要があると考えております。どのようなタイミングでどのように見直すべきか、また全体的に見直すべきかといった点についても記しております。

それでは42ページ目、本ガイドラインの最後になりますけれども、第5章、事業報告書の表示について説明します。第4章と同様の分類ですが、法人に共通する部分と個別の実態という2つの観点から表示についても記載しました。ここでは実際に事業報告書を作成する立場である法人のことも考え、その助けとなるようなものは何かという点についても記載しております。具体的には標準的様式を踏まえて実際にどのようなことを書くのか、標準的な記載例があると有用であること。それからプラスアルファの部分の、個別の実態についての情報提供として、実態を踏まえた例示や実態を踏まえた記載例があると法人が検討する上で助けになることを示しています。なお、5.9に記載しましたが、せっかく立派な事業報告書を作成してもそれが利用者に伝わらないと意味がないことから、どのように公表すべきか、その公表の方法などについても記載することとしました。

以上が事業報告ガイドライン案のご説明になります。また、内容についての説明は割愛

いたしますが、その他の資料についても紹介させていただきます。

共同ワーキング・チームではこの事業報告ガイドラインと併せて標準的な様式及び標準的な記載例、並びに実態を踏まえた例示及び実態を踏まえた記載例についても検討してまいりました。内容については資料をごらんいただければと思います。お手元に資料がたくさん付いていると思いますので、こちらをごらんいただければと思います。また、標準的な様式及び標準的な記載例については事務局において調整した上、総務省より改めて各独立行政法人へ周知されることとなります。

以上、少し長くなりましたが、事業報告ガイドライン案の説明とさせていただきます。 どうしましょう、ここで一応切りますか。続けてやってよろしいですか。どうでしょう。

【神谷管理官】 続けて。

【会田委員】 続けていいですか。続けて独立行政法人会計基準の改訂内容についても 説明させていただきたいと思います。

改訂の具体的な内容については会計基準の改訂案及び新旧対照表、大分ボリュームがあるのですけれども、こちらの資料を事前にお送りしてありますので、一応今日は資料10 の改訂の前文に基づき、ポイントを絞って説明をさせていただきたいと思います。

それでは、まず資料10、こちらをごらんください。1ページ目ですけれども、こちらは1、会計基準改訂の経緯です。基本的な指針はPDCAサイクルの強化、それから自律的なマネジメントといった平成25年閣議決定の改革の成果を発揮するため独立行政法人制度の根幹に立ち返った理論的かつ体系的な整理を行い、独立行政法人の財務報告のあり方を示しています。このように基本的な指針は独立行政法人の財務報告の基礎にある前提や概念を体系化したものですので、今回の会計基準の改訂にあたって参照されるものとしました。すなわち企業会計における概念フレームワークと同様の役割を担うことになります。この基本的な指針、これを踏まえつつ今回、共同ワーキング・チームにおいて検討を重ね、その結果、資料11の改訂案を取りまとめた次第です。

次に、会計基準の改訂の背景について前文のローマ数字1ページの下からですけれども、これを4つに分けて説明したいと思います。1つ目は、財務諸表の役割及び体系です。2つの処理を新たに作成することといたしました。2ページの4パラグラフ目にありますとおり、フルコスト情報として新たに行政コスト計算書を作成することとしました。これに伴って従来財務諸表の1つに位置づけられていました行政サービス実施コスト計算書、これを廃止しました。また、6パラグラフ目のとおり、財政状態及び運営状況の関係を示す

ものとして、新たに純資産変動計算書を作成することとしました。これによって財務諸表の体系は貸借対照表、行政コスト計算書、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、利益の処分または損失の処理に関する書類及び附属明細書としました。

2つ目は財務諸表の構成要素等です。基本的な指針では財務諸表の構成要素を資産、負債、純資産、行政コスト、費用、収益及び利益としました。これらのうち行政コスト及び利益の定義について、これまで会計基準には存在しなかったために新設した次第です。行政コストはアウトプットを生み出すために使用したインプット、すなわちフルコストで、業務運営に関して国民の負担に帰せられるコストの算定基礎を示す指標としての性格を有するものとしました。なお、行政コストは損益計算書上の費用を含む概念で、行政コストのうち費用以外の部分はその他行政コストとして、その累計額を資本剰余金の総額から控除して表示するものとしました。利益は財務面の経営努力の算定基礎を示す指標としての性格を有するものとしました。その他の構成要素の定義について、基本的な指針に併せて修正することにしました。

3つ目は、退職と年金給付等の取扱いです。平成27年10月の被用者年金制度の改正を踏まえ、基本的な指針における独立行政法人固有の会計処理も含めて検討した結果、退職と年金給付に係る共済組合への負担金の会計処理について経過的な年金である退職共済年金等の取扱いを含めて、併せて規定することにしました。

4つ目は、税効果会計に関する取扱いです。企業会計基準の改正に併せてこれを改訂しました。例えば繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示することなどです。

続いて、会計基準改訂の主な内容に進みたいと思います。 4ページの 3、会計基準改訂の主な内容、こちらをごらんください。第1章、一般原則についてですが、基本的な指針において主要な財務報告利用者を国民その他の利害関係者と総称しましたので、これを真実性の原則において明示することにしました。

続きまして、ローマ数字の5ページの下から3行目、第5章、貸借対照表で行政コスト計算書の新設に伴って、資本剰余金の内訳としてその他行政コスト累計額を設け、その他行政コストに含まれる取引の累計額を控除して表示する形式としました。併せて、ローマ数字の6ページに記載があります、その他行政コスト累計額のうち独立行政法人に対する出資を財源に取得した資産に係る金額についてこれまで情報が提供されておりませんでしたが、有用な情報を提供する必要性からこれを注記する旨を規定しました。

次の第6章、行政コスト計算書及び、1つ飛びまして第8章、純資産変動計算書は先ほど来、説明しております新設した財務情報について規定しております。

続いて、ローマ数字の7ページ第11章、附属明細書及び注記の箇所では、純資産変動計算書の新設に伴って附属明細書のうち資本金の明細、積立金等の明細及び目的積立金の取崩の明細を廃止しました。また、財務諸表の表示に関する注記として次の第12章、独立行政法人固有の会計処理に伴う科目を財務諸表上注記する旨、明瞭表示の観点から注記する旨を規定しました。

その第12章、独立行政法人固有の会計処理のセクションでは3つの会計処理について 規定しております。1点目は特定の資産に係る費用相当額の会計処理です。これまでは特 定の償却資産の減価に係る会計処理を定めておりましたが、特定の承継資産に係る費用相 当額も特定の償却資産の減価と同様の会計処理をすべきこととしました。

2点目は、今度ローマ数字の8ページになりますけれども、賞与引当金に係る会計処理 及び退職給付に係る会計処理です。賞与または退職一時金等に充てるべき財源措置が運営 費交付金によって行われることが明らかにされている場合、賞与引当金または退職給付引 当金を負債に計上するとともに当該引当金に対応する引当金見返を資産に計上することと しました。その際には引当金の繰入を損益計算書上、費用に計上するとともに引当金見返 に係る収益を損益計算書上の収益に計上することとしました。

3点目は、退職と年金給付及び退職共済年金等に係る共済組合の負担金の会計処理ですが、これは先ほど説明させていただきましたので、説明を省略いたします。

続いて、ローマ数字の9ページをごらんください。2行目の第13章、区分経理の会計 処理です。法律の規定によって区分した経理単位、法定勘定ごとに財務資料の作成が要請 されている独立行政法人にあっては、法定勘定ごとに財務諸表を作成しますが、併せて独 立行政法人単位、法人全体の財務諸表を作成する必要があります。この法人単位の財務諸 表の体系も第4章、財務諸表の体系に併せて改訂しました。

会計基準改訂の内容の最後となります固定資産の減損に係る独立行政法人会計基準及び 固定資産の減損に係る独立行政法人会計基準注解、減損会計においては基準及び注解を踏 まえた改訂をしました。主な改訂内容は、先ほどご説明しました資産見返負債を計上して いる固定資産に係る減損額の会計処理のうち、独立行政法人が中期計画または年度計画で 想定した業務を行ったにもかかわらず生じたものであるときの取扱いについて、これまで 資産見返負債を減額しておりましたが、会計基準改訂後は減損額を臨時損失として計上す るとともに資産見返負債の取崩を臨時利益として計上することとしました。

4、改訂会計基準の性格と取扱い、最後のご説明になりますけれども、こちらについては先ほど、これについてはまだ詳しく事務局から説明がないのですけれども、後ほどこれについては事務局から説明していただくと思いますけれども、会計基準の適用時期については全法人を対象に行ったアンケートの結果や個別のヒアリングも踏まえて、事業報告ガイドラインと整合させて、平成31事業年度としました。

以上、長くなりましたが、独立行政法人の会計基準の改訂について案、資料11の説明 とさせていただきます。ありがとうございました。

【中村部会長】 どうも、ありがとうございました。第6回の会計基準等部会を昨年の10月に開催してから共同ワーキング・チームでの検討を経て、本日まで1年近くに渡りまして大変多くの議論をしてまいりました。これらの検討を通じて感じたこと、印象に残っていること、今後の課題など、今回一応締めでありますので、ご意見や感想などを皆様からいただきたいと思います。会田さんはもう今、相当におっしゃいましたが、もし言い残したことがあれば後で言っていただくとして、まずは梶川さんからご意見、ご感想などをお願いしたいと思います。

【梶川部会長代理】 基本的指針の改訂以来、現実に対応するため事業報告書のガイド ライン、また今回、会計基準の改訂というテーマでございまして、基本的指針の考え方に 沿った形で具体的な基準が策定されたのではないかと思います。会計の面で言えばフルコ ストということで独立行政法人がパブリックサービスを提供するということに関連して、 相対的に国民負担になるフルコストの話がですね、きちんと財務諸表の体系の中に盛り込 まれたということは非常にわかりやすくなったところではないかという気はしております。 従来から感じていたことでございますけれども、独立行政法人の場合、財務の情報とい うものはどうしてもコスト面に偏ることでございまして、今回一番大きいのは事業報告書 との連携を非常に明確に出してきたということだと思います。この事業報告書の中で非常 に、今、営利企業で話題になっているような統合報告の概念も取り入れながら法人の長の リーダーシップというところからトップダウンで法人の運営のガバナンスにも有用であり、 かつそのことを国民に説明していくという、その基本的なディスクローズのスタンスとい うものをすごく明確にし、非財務情報である意味成果を語りかけ、そして財務諸表でコス トの面を見ていただくと。事業報告書と財務諸表を合わせて、こういうパブリックサービ スの提供主体のもつ難しさというか成果が数値だけでは表現できないというところを、今

回チャレンジングに我々は議論できたのではないかと思いまして、そういう中で今回参加できたのは非常にありがたいなと。何十年でもないのですけれども、十数年こういう議論に携わってきて、何となく一区切りをさせていただけたかな。

現地、独法にも何回か訪問させていただいて、先ほどの中村部会長、それこそ独法サイドのパブリックコメントなどを見ていますと、いまだに担当部局がパブリックコメントをつくって、極端に言うと担当者が書いていると。だから、何となく俺の仕事が増えて面倒くさいなという、これ議事録があるので申し訳ないのですけれども、何となくそれよりはいかに、今回シンポジウムというような話もありますが、トップマネジメントの理事長の方がディテールを読んでいただくことは難しいのですけれども、理事長の方のリーダーシップの方針を外に出して行くことによって貴重な公的資源を利用された独立行政法人の運用をいかに国民に理解していただくかという、その基本的視点がないと結局誰も読まないし、そんなことやらされているという従来型のディスクローズの姿勢というより、作成の姿勢になってしまうのですね。

だから、財務諸表も含めた資料の作成のスタンスというより、どういうふうに自らの組織が有効かつパフォーマンスを最大にするかということをぜひ、できる限りトップに近いマネジメント層に、もちろん一番はトップマネジメントなのですが、その技術論も併せて、そこでどうご理解いただくかということが、今回我々の成果物が一番有用に、それが出て来るのではないかという気がしまして、そういう意味ではこれから管理局もそういった実行面での、ほんとうに部会長がおっしゃられたとおりで、実行面に対する広報活動というものをいかにやっていっていただけるかということがすごく重要で、会計士協会という立場でも何かお手伝いできればという、私が勝手に言ってやるのは私ではないと思いながらいつも言っているのでございますけれども、そんなところを最後少し、結びとしてお話させていただければと。

以上、長くなってしまいましたけれども、何分長きにわたって携わらせていただいたも のですから思いが多すぎて、申し訳ございません。

【中村部会長】 どうも、ありがとうございました。中川さん、お願いします。

【中川委員】 本部会等に与えられた課題が非常に大きなものでしたので当初はどうなることかと思っていましたが、委員や事務局皆さんのご努力のお陰でここに至れたと思っています。それから事務局の方が独法に回ってコメントをいただいたことも本日に至るに非常に大きい要素であったと思っています。この委員の役目をいただいたときに私は3点

念頭にいれておりました。1つは国民負担は重要な情報なので、今一度体系を見直すことになったことで達成した感がございます。2つ目は、使ってもらえるものにしたい、使ってもらいたい、という点です。こちらは、これからがスタートですので、周知の工夫をしていただきながら、成果は今後に委ねるということになるかと思います。3つ目は、書式についてのプラットフォーム化や参照方式でした。昨今、公開会社の開示もそういった形で行うものが増えています。これにはわかりやすさという第一目的以外にも、2つ目的があると考えました。比較可能性が増すだろうという仮説ともう一つ、作成者の負担を減らすという2つの目的があったわけなのです。うち、前者の、比較可能性に関しては、独法の方のご協力もあってひな型ができましたので、これに沿って皆さんが毎年内容を棚卸しながら作成されると相当程度目的にかなうものができる可能性は高いと期待はできるのですが、他方負担を減らすという点に関しては、先ほど部会長からもありました、まだ取り組むべき余地というか真意をお伝えし続ける努力をしないと負担感が残ってしまっていないかと懸念しており、やりきれなかった部分がここにはまだ残ると思う次第です。

非常に充実した期間でございました。改めてお礼申し上げたいと思います。

【中村部会長】では、佐藤さん。

【佐藤委員】 皆様がコメントされた点とほぼ同じなのですけれども、今回は基本的指針の議論の段階から、会計基準の改訂であるとか企業会計の修正とか、もうそういうところを脱却して独法の特質を前提に議論されていたというところでほんとうに画期的なものだと感じていました。それをこのガイドラインと会計基準に落とし込むにあたっては、画期的なだけに事務作業が非常に大変ではないかと思います。そのあたりご助力いただいた皆様に感謝申し上げたいと思います。

それから次のステップとしては、これもお話に出ましたけれども、この努力の成果がボイラープレートとならないように、適宜見直しという言葉がいろいろ入っておりますけれども、出来るだけ利用者の意見を取り入れて見直しがされて、よりよいものになればいいと思います。そして、私は今回新参者でございますが、いろいろ勉強させていただくにあたり、2000年の制定のときからの先生方の独法会計基準にかかわる歴史の一番集大成のところで参加させていただけたということも非常に光栄に思っております。どうも、ありがとうございました。

【中村部会長】 では樫谷さん、お願いします。

【樫谷委員】 私も、ほとんど皆さんご説明いただいたのでそれ以上はないのですけれ

ども、部会長がおっしゃったようなことは非常に重要で、せっかくこれだけ基本的な指針、 事業報告、会計基準、ほんとうにまとめていただいたので、これをどう活用するかという ことが一番のポイントだし、それからこの意識をどう変えていただくかということも非常 に重要だと思いますので、評価部会としてもいろいろ今、評価部会で何をやっているかと いうと、年度の評価はそれほど、事務局の方に見ていただいているのですけれども、それ ほど深くは見ていないのですよね。むしろ中期目標期間が終了するものについて、新しい ものについてしっかり見ていこうということになっているのですけれども、この事業報告 などができ上がった段階で、例えば今まで会計の財務報告を評価で見ているかといったら 見ていないのですよね。見てもわからないから見ていないというだけですよね。ところが この事業報告とセットすることによって、もっと評価部会でもしっかりこれを見ていかな ければいけないかと、まず一つ思いました。

今、中期目標期間の終了のところだけではなくて、今新しい期間が始まっているところが何法人、半分くらいあるのだと思うのですけれども、中期目標期間の中間に一層、どこまでやるかは事務局も大変だろうし、委員の方も大変だと思うのですけれども、こういうようなものを活用しながら物事を進めていかないと、なかなか部会長がおっしゃったようなことが、我々もその場で説明していかなければいけないですし、ヒアリングもしなければいけないと思いますので、そういう場を通じて委員会として何かの文章を出すとは別に、そういう地道な努力をしていかないとなかなか、確かに部会長がおっしゃったように、定着は難しいかと思っておりますので、評価部会としてもこれを受けてぜひこれを活用すると。活用できないということはどちらかに問題があるのだと思うので、ぜひ、立派なものをつくっていただいたので、活用できるはずですので、ほんとうに定着に向けて我々部会、評価部会あるいは事務局もぜひよろしくお願いしたいと思っております。ありがとうございます。

## 【中村部会長】 どうも、ありがとうございました。

私もさっき随分しゃべってしまったのですけれども、少し申し上げたいと思います。私も途中からここに参加させていただきまして、このルール自体が企業会計に携わってまいりました人間からしますと非常にわかりにくくて、何というか、随分と戸惑ったような気がいたしました。そのわりに随分意見を申し上げさせていただきましたけれども、ただこの会計基準というか財務報告基準の目的というのは、政策実行が効果的に行われて、日本のGDPを600兆円まで成長させ、その結果で持続的に日本人のクオリティ・オブ・ラ

イフの向上に資するということにあるはずなので、今後とも継続的に今回見直されたものが定着していっているとか、活用されているかというようなモニタリングやチェックをどこかのタイミングで、今、樫谷さんがおっしゃいました通り必要だなという気がいたします。これだけのものをつくると、何というか、人間の気持ちからするとやったという充実感があると思うのですけれども、あくまでもつくるということはその効果を出すための準備ですので、それがうまくいっているかどうかということのモニタリングが必要だと思います。

特に、先ほど申し上げましたように、パブコメを見ますとやらされ感が満載でですね、樫谷さんが言われたように、これを作っているのは実務の人で、実はトップの人があまり関与していない可能性もあって、このままいくと事務方の人たちが各部局でつくって、それをサインよろしく、あと写真を載せますからと、こういうような形で終わってしまう可能性があるので、そうならないようにしたいと思います。この情報ツールを活用して自分たちの、独法の活動内容ですとか貢献状況を職員や国民や主務官庁にいかに理解してもらうかというマインドが非常に重要だと思いますので、ぜひそういうようなモニタリングをしていきたいと思います。ぜひ、形骸化せず実効性あるものに育てていきたいと思いますので、今後ともよろしくお願いします。どうも、ありがとうございました。

会田さん、説明はされましたけれども、思いはまだ言われていないように思います。い かがですか。

## 【会田委員】 一言だけ、では少し。

先ほども申し上げましたけれども、まずワーキング・チームにご参加いただいた皆様には、ほんとうに活発なご議論をいただきまして、どうもありがとうございます。また、今日の資料もそうですけれども、どんな論点をどのように議論を進めていったほうがいいのかということについては事務局の方々にいろいろ苦心していただいて、その都度的確なご指示もいただきましたので、その点について改めて感謝を申し上げます。

先ほど私のほうで言いそびれたことがありまして、改訂基準の性格と取扱いについては 資料10の前文のローマ数字の4ページから5ページに書いて示してありますけれども、 この改訂表の会計基準については法人が会計処理をするにあたって従わなければならない 基準であるとともに監査をする場合において依拠しなければならない基準であると。ただ、 あくまでも一般的かつ標準的な会計基準を示すものであり、ここに定められていない事項 については一般に公正・妥当と認められる企業会計の基準に従うことになるという点につ いて、一応補足させていただきたいと思います。

それで、私のほうでは特に思い、皆さんがもうこれまでお話されたように、まずは法人側、法人の作成者側、これは適用がどちらも平成31事業年度なのであともう半年しかないわけで、その点についてはもう法人側ではある程度準備は進めているのかもしれませんけれども、いろいろな点、特にこれからQ&Aの見直しの検討なども進めると思いますけれども、法人側に負担がかからないように、なるべく早くそういったものもお示しいただければと思います。

あと、様々なステークホルダーに対してどのようにアプローチしていくのかと。これはいろいろな立場で皆さんにご努力いただければと思いますけれども、もちろん法人の長をはじめとしたトップマネジメントへのアプローチも必要でしょうし、また各府省、それぞれの法人の評価あるいは監督をする立場の方々にも会計基準改訂の狙いですとか、あるいは事業報告ガイドラインの活用事例などについてもお伝えしていくことが必要なのかと思いますけれども、他方でまずは同じ委員会の中の評価部会でしっかり活用していただくと。さらには国民の目線でのメッセージ、全て情報が開示されるわけで、それらについては若手の研究者である佐藤先生はじめ、できるだけ研究者の方にもこういったものに関心をもって取り組んでいただければということが私の願いです。

ということで、感想めいたことを申し上げました。ありがとうございます。

【中村部会長】 どうも、ありがとうございました。ぜひ、親の部会ですからね、あちらでもこれを活用いただいて、活用した結果で変わらない部分というのは元の規則やルールに原因があるのでしょうから、そこも直すという方向に動いていくと日本も変わったなと思いますので、よろしくお願いします。

どうも、ありがとうございました。それでは、このガイドライン案に関わります資料4から9と会計基準の改訂案に係る資料の10から12番につきましては、当部会として了承することにしたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

## (「異議なし」の声あり)

【中村部会長】 本日は随分と議論をいただきました。その結果、これ以上のご異議はないようですので、当部会として了承することとさせていただきます。ご承知のとおりこのガイドライン、それから会計基準の改訂は当部会と財政制度等審議会で立ち上げた共同ワーキング・チームによって連携して検討をいただいてきたものです。財政制度等審議会におきましては9月3日に法制・公会計部会がありまして、当部会と同様に報告・了承の

審議がなされるという予定です。法制・公会計部会での議決をいただきますと本ガイドラインと会計基準の改訂が同日付けで正式決定となります。これらは総務省、財務省から公表される予定になっております。これはいつごろになるのでしょう。

【吉開審議官】 公表ですか。9月3日でございます。

【中村部会長】 9月3日、では同じタイミングでなされると。はい。

【神谷管理官】 9月3日のうちに総務省のホームページに載せる予定です。

【中村部会長】 わかりました。ありがとうございます。そういう形で公表がなされますので、皆さんもホームページをチェックいただいて、確認をいただければと思います。

続きましては、次の議題に移りたいと思います。ただ今承認されました独立行政法人の 事業報告に関するガイドラインと独立行政法人会計基準の改訂を受けまして、独立行政法 人に対する会計監査人の監査に係る報告書、監査基準に係る今後の検討課題について整理 をしていきたいと思います。先ほど、会田座長からも前振りがございましたので、事務局 から説明をお願いします。

【神谷管理官】 それでは、監査基準に係る今後の検討課題についてご説明いたします。 ここでの監査基準というのは会計監査人による独立行政法人会計の監査の基準である独立 行政法人に対する会計監査人の監査に係る報告書を指しております。

資料13をごらんください。下から2つ目でございます。独立行政法人の事業報告に関するガイドラインの設定等を踏まえた会計監査上の論点についてという資料でございますけれども、1ページ目真ん中より下のあたりの点線の枠内をごらんいただければと思います。平成27年5月29日開催の第1回会計基準等部会において提出いたしました資料の中に、監査基準に係る中長期的課題の検討については独立行政法人会計基準の中長期課題との対応関係や整合性を踏まえた検討を行う必要があることから、監査基準の中長期課題の検討については独立行政法人会計基準の中長期課題の検討については独立行政法人会計基準の中長期課題の検討については独立行政法人会計基準の中長期課題が整理できた段階で検討するとあります。

先ほど事業報告ガイドラインの設定及び会計基準の改訂について当部会としてご承認いただきましたので、会計基準の課題については一定の整理ができたということになります。 そのため、監査基準に係る今後の検討課題について当部会にて論点を整理いただければと思っております。つきましては本日、事務局から監査基準に係る論点のたたき台を提示いたしまして、委員の皆様にご議論いただきたいと考えております。あくまでたたき台でございますので、その他の論点出しも含めて幅広いご意見をいただければと思っております。 それでは、事務局から提示させていただきます会計監査上の論点を説明いたします。 1 ページ目、下から 5 行目 2 ポツ、主な論点として検討すべき論点を 4 つ挙げております。 1 つ目は事業報告書の会計に関する部分の定義及び範囲です。会計監査人の監査については通則法第 3 9 条に規定がございまして、この第 3 9 条第 1 項で事業報告書については会計に関する部分のみが会計監査人の監査対象であると規定されていますけれども、会計に関する部分が事業報告書のどの部分を指すのかは明確になっておらず、監査実務において対応が分かれている状況になっておりますので、この範囲を具体的に定義するかどうかということも含めて検討課題として挙げさせていただきました。

2つ目は2ページ目、下から3行目の情報の結合性でございます。事業報告ガイドラインでは、事業報告書に関連する報告書等の情報について事業報告書に当該報告書等との相互参照を付すことでプラットフォームとして役割が高まる、または果たすことができると整理しました。ここで事業報告書に関連する報告書等の相互参照を付した場合、その参照報告書等への会計監査人の監査が必要かどうかという論点が発生いたします。

論点の3つ目は3ページ目の真ん中にあります、中期目標最終年度に係る事業報告書の取扱いです。参考資料、一番後ろに付いている資料の事業報告書の23ページをごらんいただければと存じます。28年度項目別評定総括表という表について中期目標等の期間の最終年度について論点が発生いたします。中期目標等期間の最終年度終了の後、7月10日までに国庫納付する必要がある関係から6月末までに主務大臣に財務諸表の承認を得る必要があります。その添付書類としての事業報告書の監査も例年より早めに実施されることになります。一方でこの表の中の評価の項目は業務実績等報告書に基づく記載なので、各独法は6月末までに主務大臣に提出することを念頭に作業しておりまして、監査時点でまだ完成していないということも想定され、評価の欄はブランクのまま監査を受けざるを得ないということもあり得ると考えられます。この項目についての監査上の取扱いについて検討するべきではないかと考えております。

最後に4つ目の論点は4ページ目でございます。こちらは先ほどご承認いただいた事業報告書ガイドラインの設定及び会計基準の改訂に関するものではなくて、企業会計の監査基準の改訂に関連した論点でございます。企業会計の監査基準は本年の7月5日に改訂されましたが、会計監査の信頼性を確保する取り組みの一つとして改訂がなされて、会計監査書の様式は大きく変わります。民間企業の監査では平成31年度から監査報告書における監査意見の記載場所が変更になりますので、独立行政法人の監査基準も改訂を検討する

べきと考えられます。

以上、監査基準に係る今後の検討課題の説明とさせていただきます。以上でございます。

【中村部会長】 ありがとうございました。それでは、ただ今の説明につきまして、ご 意見やご質問等がございましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

では、お願いします。

【樫谷委員】 この独立行政法人、梶川先生と会田先生もそうですけれども、最初のころ監査基準についても検討したときに、独立行政法人の会計監査って何だろう、何のためにやるのだろうというところで、いろいろ議論したことがあるのですね。それは企業の場合と少し色合いが違うかもわからないと。企業の場合は粉飾をやる、経営者としての思いというのですかね、あるのだけれども、独法の場合はあまりないのではないかと。粉飾をするという経営者としてのメリットというと言い方はおかしいですけれども、そういうものがないのではないかと。そうすると会計について会計監査人が監査をするとなっているけれども、コストがかかる話だし、何かメリットがないとやっても意味がないわけですね。

それが正しい方向だったかどうかはわかりませんが、当時として、平成13年の前だと思いますが行政の機関は、パブリックセクターは肥大化しているとか非常に無駄があるとかですね、非効率だとか、こういうような議論が相当あって、独法制度もそれの延長の中でできてきたのですね。そうすると会計監査にそういうようなものをどう絡めるのだというようなところで議論をして、といっても会計監査は企業でやっているような会計監査で、特に会計士協会からいらしている方は、いやもうそんなものできませんということで、我々は有効性だとか、有効性は少し難しいかもわかりませんが、経済性、効率性についても何か見てくださいというようなことをどこかに書きましたよね。それを今でもそういう視点を入れるのか。

実際、今までほとんどなかったですよね。この、20年といったら少し早いのですけれども、15年くらいあって1件も多分そういうのはないと思うのです。何か非公式に出しているかもわかりませんが、正式に出したものは一つもないということなので、今後もそれを引き継ぐのか、それとも会計監査に割り切ってしまって、効率やそのようなものは別の論点で必要であれば、例えば内部統制の監査は独法はやっていないのですけれども、そのところを、もしそういうことができればその範疇に入れてしまうのか、その他の統合報告書とかいろいろ混合が出てくる可能性がないわけではないのですけれども、その範囲の中で納めてしまうのか、それについても前はかなり悩んではいますけれども、えいやとそ

ういうようなものを、中身をつくらずに経済性、効率性って何なのだということを十分に 中身を議論せずに、会計監査人が何を具体的にどうするのだということもせずに、そうい う枕詞だけが出てしまったので、中身がなかったので、その中身は一旦除いて別の体系に 移すのか、今回中身をつくるのか、そのようなことも少し議論していただけるといいかと 思いました。

【中村部会長】 今のお話は論点4の関係ですかね。

【樫谷委員】 いや、論点4ではなくて論点5ですね。むしろあえて言うと。

【中村部会長】 そうですか。独法は内部統制報告書をつくっているのですか。

【樫谷委員】 つくっておりません。

【中村部会長】 つくっていないですよね。だから、内部統制報告の監査の中に含めようとするとまず内部統制報告書をつくらせなければいけないわけですね。

【樫谷委員】 そうです。だからその監査を今のところ法的にはやる必要はなくなっておりますので、それはもういいのだと。できたとしたらその範疇なのだというか、平成13年には内部統制の話は企業のほうもなかったのですね。とにかく無理やり少し入れてしまったと。理念的にですね。ということがありましたので、それは必要ないのではないかという議論が当時の会計士協会のところから、難しいと、そんなものできませんという意見が強かったような気がしたのですけれども、少し無理やりに入れたところがあります。理念的な話ですけれども。

【中村部会長】 わかりました。そのほかは。どうぞ。

【梶川部会長代理】 今、言われた問題はかなり力が必要なので、私もほんとうは感じていたのですけれども、気弱に申し上げなかったのですが、樫谷先生がおっしゃっていただくとすごく重要なテーマが含まれていて、独立行政法人の監査はそのころから議論されていたのですが、内部資料の信頼性の監査という側面もあるのだけれど、それができてくる過程、業務プロセス、こういったものに対する一定の何か貢献がないと、独法の監査というものは、これは会計士という意味で見ても、公費を使ってやらせていただく意味がどれほどのものになるかということが、そういう意味では十数年経って、大きな論点なのですけれども、ディスカッションする意味は大ありなのではないかという気はいたします。

特に有効性とか効率性とかいうテーマを今回、ディスクローズの面ではそれが何とか判断できるようにということなので、そのままストレートに会計監査でやるかということもあるのですけれども、他の評価とか、これは前の独法の改革のときも監事監査と連携をし

てほしいとかいうことを言ってはいるのですけれども、ではそれがどれくらい進行しているかという部分もございますし、その辺の論点は一つ時間がかかるかもしれませんが、ディスカッションポイントに入れていただいてもいいのかと。

多分、その辺のところで僕の記憶に違いがなければ、マネジメントレターのようなものをもっと活用しようとか言っていたのですが、それが現実それらしくこの立場で言うのは恐縮なのですが、現場でその辺がどれほど生かされているのかというようなこともあるのではないかと思いますので、今、営利でも長文式の報告書というような流れになっておりますので、そういったことの時代的な変遷も踏まえて、独法こそ統合報告書もそうなのですが、営利以上に前に出て監査過程の透明性などを出しながら、逆にそれが非監査組織の業務特性に合った監査になっていくというようなことを創造的につくっていくことがすごく監査をする立場でも必要だと思いますので、ご議論をしていただけるとありがたいかという気がいたします。

どこかから恨まれそうなので、樫谷先生のきっかけ出しに励まされてつい、しゃべって しまいました。

【樫谷委員】 悩ましい問題だけど。

【梶川部会長代理】 悩ましい問題なのです。現場はですね。ものすごく。

【中村部会長】 先ほど申し上げたような、今回、新しい財務報告基準だとかそれのガイドラインだとかをつくって、Q&Aみたいなものもつくるわけですよね。だから、それの徹底、実効性ある形で実行されているかというモニタリングをどこかでやったらいいですねという話を申し上げました。ああいう中にこれで有効性だとか効率性のチェックが今の新しいものを施行したあとで、ニーズがどれほどあるかという確認を併せてしていくというふうにしたらいいのではないかと思うのですが。すぐやってもこれをつくるのは年に一遍だから。それで、いろいろ元を直したらいい部分もあるわけなので、併せてそういうものもセットでやると監査法人側の反対や批判に上がるようなことはないのではないかと思いますけれどもね。

マネレタも本来なら活用したほうがいいと思うのですけれども、いろいろとマネレタの 重要性を、表に出していますので、民間を参考にするとすれば、マネレタの活用もよろし いのではないかと思います。

【樫谷委員】 あるところで、ある独法の評価をしていたときですけれども、ある府省 のですね、マネジンメントレター出していますかという話をしたら、出していませんと言

っていたのだよ。出さないはずがないと思うのですけれども、どうしても、当時の評価委員会に出せという、どこまで権限があったかどうかよくわかりませんけれども、大体つくっていませんと言われてしまうと。

【中村部会長】 どうも、ありがとうございました。それでは、そろそろ時間になってまいりましたので、一旦、本日の部会は終了させていただきます。独法の事業報告に関するガイドラインと独法の会計基準の改訂を受けた会計監査人の監査基準に係る今後の検討課題につきましては、本日いただきましたご意見、それらについての検討すべき内容についてその方向性は、結構幅広いですけれども、概ね一致しているかと思いますので、次回以降、より具体的な課題の検討につきましては、今までと同様にワーキング・チームで検討を続けさせていだきたいと思います。よろしくお願いします。

最後に事務局からお話があるようですので、まず吉開行政管理局審議官から、お願いします。

【吉開審議官】 去る7月20日付けで行政管理局審議官を拝命いたしました、吉開と申します。よろしくお願いいたします。

委員の皆様におかれましては、29年の10月から約1年にわたりましてガイドラインの策定、それから会計基準の改訂に向けまして多大なご尽力をいただきまして、ほんとうにありがとうございました。また、事務局に対しましても暖かい言葉を頂戴いたしまして、ほんとうにありがとうございました。ガイドラインの策定、それから会計基準の改訂の意義につきましては改めて申し上げることはいたしませんけれども、各先生方からお話がありましたように、定着あるいは活用ですね。この活用には評価部会での活用ということも含まれるわけでごさいますけれども、これを図っていくことが重要であると思います。

それから、やらされ感という言葉が部会長をはじめ皆様方からご発言がありましたけれども、これは平成31年の事業年度から適用するということで、会田先生からもお話がありましたように、時間がありませんので、まずは各独立行政法人に対して改訂の趣旨ですとか実務上の留意点なども十分理解していただいて、円滑に対応していただけるように努めてまいりたいと思います。その中でどこまでやらされ感というものが払拭できて、意識改革ができるかということについては、まだ時間がかかるのかもしれませんが、取り組んでまいりたいと思います。

それから、シンポジウムというお話が何人かの先生からお話いただきましたけれども、 まずトップマネジメントの普及、啓発促進ということで、法人の理事長を対象といたしま して。シンポジウムを来年2月ですかね、開催することを予定しておりますので、また引き続きご協力をいただければと思います。

それから、梶川先生から長い検討の一つの終着点だというご発言はいただきましたけれども、独立行政法人の財務報告に関する基本的な指針、検討から数えましても一連の検討の一つの終着点であると思いますので、今日、部会でご了承いただくに至りましたので、皆様のお力添えに改めて感謝を申し上げたいと思います。

今後、見直しですとかフォローアップが必要だというお話もございましたけれども、そ ういった今後の検討にあたりましても、皆様方の引き続きのご指導を賜りたいと思います ので、よろしくお願い申し上げます。どうもありがとうございました。

【中村部会長】 どうもありがとうございました。

続きまして、神谷管理官から。

【神谷管理官】 本日はご多忙のところ、どうもありがとうございました。

先ほど部会長からお話いただきましたとおり、今後の会計監査人の監査基準につきましてはワーキング・チームでご議論いただくということにさせていただきたいと思います。 先ほど樫谷先生、梶川先生からいただいた論点を含めて、一方で31年度から適用される ためには今年度中につくらなければいけないというタイムスパンを見据えながら、論点な どについても今後もご相談、ご検討させていただければと思っています。

次回のワーキングにつきましては、現在調整させていただいておりますけれども、10月を目途に行いたいと考えております。皆様におかれましては、引き続きご指導よろしくお願いいたします。

【中村部会長】 どうもありがとうございました。それでは、独法評価制度委員会、会計基準等部会はこれで終了させていただきます。どうも、本日はありがとうございました。